

第 1 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

評 点

問題 1

問 1

(番号)

①

<p>問 2 本問においては、X建設会社の創業者であったAに対して支出した金婚式の祝金 500 万円が法人税法上寄附金として取り扱うべきかを検討すべきと考える。</p> <p>法人税法 37 条第 7 項によれば、寄附金とは寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与の額をいう、とされる。一方で、広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除いており、また、役員等が個人として負担すべきものと認められる費用は役員の給与とされる(法人税法基本通達 9-4-2 の 2)。</p> <p>Aは、10 年前まではX社の役職員であり、その当時までに支出した祝金であれば、福利厚生費又は役員給与に該当するか等の議論となり得るが、Aは既に退職したものであり、X社に関係のない者への支出であるから、そのいずれにも該当せず、従って法人税法第 37 条第 7 項にいう寄附金に該当することになる。</p> <p>以上から、本問における 500 万円の支出は法人税法上寄附金として取り扱うべきであり、法人税法第 37 条第 1 項の規定に従い、各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、一定の額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされる。</p>
--

第 1 問 答案用紙<2> (租 税 法)

評 点

問題 2

問 1 現行の所得税法では、課税単位、すなわち所得税の税額を算定する人的単位につき、個人単位主義を原則としている。個人単位主義の場合、親族間のそれぞれで得た所得の分割を自由に行えてしまうと、個人単位主義の原則は意味を持たなくなってしまう。また、自由な分割が可能であると、累進課税制度を採用しているわが国では親族間での自由な所得の分割により所得税額を低くすることが可能となり、課税公平主義の観点からも不都合が生じる。

以上から、わが国では、個人単位主義の例外として所得税法 56 条を設け、必要経費への不算入という形で親族間の所得の分割に対して制限を加えているのである。

問 2

- ① 所得税法第 56 条より、居住者 A が生計を一にする親族 B に対して支払った賃料は、その居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合に該当するため、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないことになる。
- ② A が C に支払った税理士報酬は、居住者 A が生計を一にしていない税理士 C に支払った経費であるから、所得税法第 56 条の「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族」に該当しないこととなり、したがって所得税法第 56 条の規定は適用されず、必要経費に算入できると考えられる。
- ③ B が支払った固定資産税は、所得税法第 56 条の後段の「その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。」に該当するので、居住者 A の所得の金額の計算上必要経費に算入することになる。